

令和7年度インドネシア共和国スラバヤ市における廃棄物管理能力向上事業支援業務 公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、北九州市が実施している「令和7年度インドネシア共和国スラバヤ市における廃棄物管理能力向上事業(以下、スラバヤ事業)」のプロジェクトマネジメント及びスラバヤ事業で実施する専門家派遣を行うスラバヤ事業の支援業務である。本業務の遂行にあたって、一般的な廃棄物管理に関する知見だけでなく北九州市の廃棄物管理やリサイクル技術に関する深い知見、海外への技術移転に関するノウハウを有していることが求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1)業務名

令和7年度インドネシア共和国スラバヤ市における廃棄物管理能力向上事業支援業務

(2)業務内容

本業務委託は、「令和7年度インドネシア共和国スラバヤ市における廃棄物管理能力向上事業」のプロジェクトマネジメント及びスラバヤ事業で実施する専門家派遣について支援業務を委託するもの。

ア プロジェクトマネジメント業務

本事業の主要イベントである専門家派遣と現地開催ワークショップを円滑に実施するため、以下について実施すること。本業務には、日本語ーインドネシア語の通訳を含む。

① スラバヤ市等カウンターパートとの調整業務

- ・スラバヤ事業のカウンターパートである、スラバヤ市国際交流局、スラバヤ市環境局、協働団体である Nol Sampah との連絡調整
- ・スラバヤ市との WEB 会議

② スラバヤ市への専門家派遣業務に関すること

- ・派遣回数 1回
- ・専門家の人選
- ・専門家派遣に係る現地における活動対象との調整業務

・専門家派遣に係る航空券や現地車両手配等のロジスティックス業務

③ スラバヤ市で開催するワークショップに関すること

・開催回数 1回(専門家派遣期間中)

・ワークショップ開催に係る協働団体 Nol Sampah との調整業務

・ワークショップ開催に係るロジスティックス業務

④ 報告書作成(事業結果について)

イ スラバヤ市への専門家派遣業務

インドネシア共和国スラバヤ市における廃棄物管理の状況の実態調査と改善の提案をするため、現地への専門家の派遣を行う。適切な技術を有する者を人選すること。概ね、1人とする。渡航日数は、概ね、1週間程度とし、そのうち5日程度で現地活動を行うものとする。現地での活動内容については、発注者と協議すること。

(3)履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 応募要件

(1)基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地(又は受任地)が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2)基本的要件以外の要件

ア 日本国内における廃棄物に関する知見があること。

イ 海外における廃棄物に関する事業を実施した経験があること。

※インドネシア共和国での経験が望ましい。

ウ 海外への技術やノウハウ移転に関する事業を実施した経験があること。

エ 北九州市の廃棄物管理やリサイクル技術に関する深い知見があること、又は業務開始時まで十分に理解できること。

オ 国又は地方公共団体等で類似業務を行った経験、実績を有すること。

カ ア～オについて、要件を確認できる書類及び貴社の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1)契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市八幡東区平野一丁目1-1 国際交流センター3階

担当課名 北九州市環境局環境国際戦略課(アジアカーボンニュートラルセンター)

電話番号 093-662-4020 FAX 番号 093-662-4021

(2)説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年4月16日から令和7年5月1日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで。

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3)参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年4月16日から令和7年5月1日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4)その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して

7日以内に、書面により、北九州市環境局環境国際戦略課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。